

認定訪問療法士に関するQ&A

「研修会の受講資格」について

Q:訪問リハビリ経験は1年ですが、認定基礎研修は受講できますか？

A:認定基礎研修は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかの国家資格を持ち、且つ日本訪問リハビリテーション協会の会員であれば、経験年数に関係なく受講が可能です。

根拠:認定要綱第5条第2項

Q:訪問リハビリの経験は3年、作業療法士の実務経験は4年ですが、認定技術研修・認定応用研修は受講できますか？

A:受講できません。

認定技術研修・認定応用研修は、

- ①理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかの国家資格を有すること。
- ②5年以上の臨床(実務)経験と3年以上の訪問リハビリテーション実務の経験があること。
- ③日本訪問リハビリテーション協会の会員であること。

上記の、3つ全ての条件をクリアしている会員が受講要件となります。

根拠:認定要綱第5条第3項

Q:受講資格の訪問リハビリテーション活動の実務経験3年以上とは、介護・医療保険の訪問リハビリテーション活動経験なのでしょうか？

A:介護、医療保険の訪問リハビリテーション活動経験となります。

根拠:認定要綱細則第3条第3項

「申請書類(手続き)関連」について

Q:現職場での訪問リハビリ経験年数は1年ですが、前職場で訪問リハビリを5年経験しています。この場合、就業証明書は前職場と現職場の2部必要でしょうか？

それとも前職場での経験年数が3年以上となるため、前職場の就業証明書のみ提出で良いでしょうか？

A:「就業証明証」の提出は、申請者が訪問リハビリテーションの実務経験年数が3年以上あることを証明するための書類です。

よって、前職場で訪問リハビリテーション実務経験が3年以上あり、その証明がなされれば、現在の職場からの「就業証明証」提出は不要となります。

根拠:認定要綱第5条第3項第2号

Q:1年前から病院リハビリ業務と訪問リハビリ業務を兼務していますが、以前は訪問リハビリの専従職員として勤務していました。この場合、就業証明書の就業期間は「兼務として勤務した期間」と「専従として勤務した期間」を

分けて記載した方が良いでしょうか？それとも、「一律に訪問業務に携わった期間」としての記載でよいのでしょうか？

A:訪問リハビリテーションの実務経験は、勤務形態を問いません。同じ所属先で訪問リハビリテーションを専任・兼任を問わず継続して携わった場合は、その実務経験年数を一纏めにして記載してください。また、異動等により訪問リハビリテーションを一時的に離れた場合は、訪問リハビリテーションの実務期間が明確となるように分けて記載してください。

根拠:認定訪問療法士要綱細則第2 条第3 項

Q:就業証明について現職場での訪問リハビリテーションに従事している期間が3 年を満たしません。以前、在籍していた職場で2 年間従事していましたが、その後そちらが閉鎖したため就業証明をとれません。どのような手続きをとればよいのでしょうか。

A:複数の施設で訪問リハ業務を実施しており、3 年以上の訪問リハ実務を証明するには複数の施設から証明をいただく必要がある場合は、全ての施設から「就業証明書」を提出いただく必要があります。しかし、今回のようにやむを得ず前職場から就業証明書をいただくことができない場合は、現職場で前職場での実務経験年数を証明いただくことになります。

「認定応用研修会」について

Q:事前登録課題の報告事例は何例ですか？

A:認定応用研修会参加に必要な事前登録事例は1 症例です。登録いただいた事例は、ポスター発表等の資料として活用します。研修会資料であり、登録いただいた事例に対しての査読はありません。

Q:応用研修会終了後、事例報告書2 例の提出が必要との説明がありますが、応用研修会の事例とは別の事例2 例の準備が必要なのでしょうか？

A:認定訪問士申請に関わる事例登録は2 例が必要です。認定応用研修会で使用した事例を含めても差し支えありません。この事例登録は認定訪問療法士の認定審査資料となり、認定訪問療法士として認定されるかどうかは、認定審査会の厳正な審査によって決定されます。

Q:事前登録課題提出時のアップロードについて、容量制限はありますか？

A:アップロードできる容量は5MB 以下となります。また、圧縮ファイルでのアップロードはできません。

「認定申請」について

Q: 応用研修会を受講し、90 日以内に事例報告 2 例と認定訪問療法士申請書を提出することとありますが、交通事故により 2 ヶ月療養することになってしまいました。このような場合は、申請を延期することはできるのでしょうか？

A: 認定療法士の申請は、応用研修受講後 90 日と定められております。それ以外は、原則、申請を受け付けません。しかし、本人の不可抗力や社会通念上等の理由に該当する場合、本人の申し出に基づき、その理由等を認定審査会において審議し、申請延期を認める場合があります。なお、個々の事案においては、その理由を証明する書類等を認定審査会が求める場合は、それに応じなければなりません。

したがって、本件の場合、協会事務局に連絡(申し出)をいただき、認定審査会の審査を受け、審査結果および指示をお待ちいただくことになります。

根拠: 認定療法士要綱細則第 5 条

その他

Q: 認定審査料は、申請書類を送る前に振り込むのでしょうか？また、振込先は年会費と同じ口座ですか？

A: 申請書類の書類受理、不備がないか、確認後、振込等についてのご連絡を差し上げることになります。年会費と審査料は、別扱いとなり、振込口座も異なりますので別々でお願いいたします。

平成 27 年 2 月 9 日更新